

## 第2回神奈川県立公文書館業務検証委員会

### 開催日時

平成30年10月9日（火） 午後2時～午後5時30分

### 場所

かながわ県民センター 12階第1会議室

### 出席者（敬称略）

飯田生馬、梅原康嗣、加藤聖文（委員長代理）、篠崎百合子、野村武司（委員長）  
事務局（公文書館長、情報公開広聴課副課長、他9名）

### 傍聴者

3名

### 次回開催予定

平成30年11月20日（火）午後2時～

## 第2回神奈川県立公文書館業務検証委員会 議事録

### 1 開会

審議事項「(2)閲覧制限」について、取り扱う資料の中に非公開とすべき情報が含まれていることから審議が行われ、同審議事項について非公開とすることが決定した。また、本日の議事の公開及び撮影の許可について審議が行われ、審議事項「(2)閲覧制限」以外の議事の公開及び撮影許可が決定した。

### 2 議事

#### 報告事項

##### (1) 神奈川県における行政文書管理の流れについて

事務局から、「資料1-1」及び「資料1-2」に基づき報告がなされた。

#### 【質疑応答】

##### (委員)

選別と入力作業には、1年のズレが生じると思うが、選別は、保存期間満了後に行うのか。例えば、中間書庫にあるものなどは、満了前の最終年度にやるということも考えられる。

##### (事務局)

選別作業は、保存期間満了後に行われている。

##### (委員)

選別、入力作業は、1年で必ず終わるのか。

##### (事務局)

例年は1年で終了している。

##### (委員)

選別会議の会議録などはあるのか。

##### (事務局)

選別会議にかける本庁所属の10年保存30年保存の文書については、ホームページで公開している。会議録という形ではないが、どの選別基準に該当して保存したのか、もしくは、どの選別基準にも該当しなかったため廃棄したという結果を表にしたものである。

##### (委員)

他の公文書館では、議事に関する文書閲覧制限の結果だけでなく、会議録が残っていたように思う。どのようなことで閲覧制限するといった記載などが、会議録として記録されていた。そもそも会議録は作成しているのか。

##### (事務局)

選別段階の会議録は作っていない。残っているのは、館長の決裁を受けた結果の一覧表のみである。

##### (委員)

保存期間満了後に選別して翌年に入力するとなると、例えば、入力作業中の文書に関しては、情報公開条例の対象から外れることになるが、取扱いの根拠はあるのか。

##### (事務局)

根拠という点になると、保存期間満了で引渡しは終わっているので、情報公開条例ではなくて、あくまで公文書館条例が対象ということになる。

##### (委員)

理論的には見ることができるということか。請求した人が、何があるのかを把握していて、これだというふうに特定されれば、それらは閲覧の対象になるけれども、整理をして入力をしていないので、検索ができないということか。

(事務局)

検索が事実上難しいということで、例えば、引渡しの前に請求があって、引渡しを待っていてもらったとか、また、引き渡された瞬間に請求があった場合等は、探してもお見せしないといけないという形にはなる。実例としては、業者の方だったが、何年度の何を見せてほしいという請求があり、たまたまその文書が引き渡されたばかりだったが、探してそれを閲覧してもらった例がある。

(委員)

閲覧制限するということは、閲覧する権利があるということ的前提にするということである。それをきちんと条文上表現するというのの一つある。それと、1年保存あるいは常用文書の所属選別というのは、所属が選別をして保存するとみなされた場合には引き渡しがあるが、保存しないとした場合にはどうなるのか。

(事務局)

所属で廃棄される。

(委員)

1年保存や常用文書については、全量ではなくて所属選別するという理屈は必要なのではないか。施行規則に定められればいいが、なぜそのように定めたかという根拠が必要なのではないか。

(事務局)

まず実質的な面で言うと、1年保存とする文書は、歴史的な公文書として扱うことが難しいものがほとんどである。

## (2) 書庫の占有状況について

事務局から、「資料2」に基づき報告がなされた。

### 【質疑応答】

(委員)

委員長としては危機感を感じる。

(事務局)

今のところは何とかなっているが、数字をご覧の通り非常に逼迫しており、書庫を増設している状況である。今1号書庫にレールを敷いているが、3号書庫と6号書庫の空きスペースに新たに書架をいれることも可能ではある。

(委員)

容量がいっぱいになっているということは、入れられるところがなくなっているということであり、それを意識して、保存文書を減らそうという心理的な圧力がかかる可能性があるということが危惧される。

(事務局)

電子公文書が本格的に今年度から導入されており、いずれは電子文書の割合が大きくなると思うが、当分の間は紙ベースで増え続けるであろうということが予想される。

(委員)

現状の対応が適切だとは言いがたい。どこかで保管について、検討する必要があるように思う。

(事務局)

民間の書庫を借りた場合は、閲覧申請があったときに必ずお待ちいただくことになる。そのため、どこに書庫を持つのか、中に持つのか外に持つかというのは、まさに閲覧サービスをどうするかという問題になる。

(委員)

いずれにせよ、容量がなくなることによって、これから保存していくものを減らしていこうと

いう力学が働くのは好ましくない。具体的な案はないとしても、検討すべきであるので、報告書のどこかに記載しておいた方がいいと思う。

### (3) 現用文書に関する庁内検討の状況報告について

事務局から、現在の庁内検討の状況等について報告がなされた。また、事務局の報告の中で、行政文書管理システムの中に、歴史的公文書の該当又は非該当のチェック欄が設けてある旨の説明がなされた。

#### 【質疑応答】

(委員)

引継ぎ公文書ではないのだから、保存しなくていいとすることは、選別をするときにかえって邪魔になるのではないか。歴史的公文書に非該当とするのは、かえって弊害が大きいのではないかと思う。

(事務局)

このシステムの所管ではないため、今のご意見を踏まえて、庁内要望として出すことにする。

(委員)

現用文書と歴史的公文書のちょうど間のもの、メモや手控えというのは、これは基本的には組織共用文書に原則として当たらないものということになる。メモや手控えであったとしても、組織共用性を持った場合には、これは行政文書に当たるということになる。そうすると、どういう使われ方をしたのかということが、行政文書に当たるということの唯一の手がかりになるのではないか。

(事務局)

文書、図画及び電磁的記録が、職員の個人的検討の段階を離れて、一定の権限を有するもの関与を得ることとなった時点で、共有された、内部検討に付されたということになり、それは行政文書に当たる。一定の権限を有するものが誰かということについては、概ね本庁の課においてはグループリーダー以上をいい、担当者が書いたメモであっても、それが課として共有性を持ったというものであれば、それは行政文書に当たるというのが、我々の見解である。

(委員)

何かの手続きを経たものが公文書や行政文書になるという意味合いを持たせると、それは第2の決裁供覧文書になりはしないかという危惧を持っている。それが杞憂に過ぎないのであれば構わないが、いずれにせよ、全量引き渡されているかどうかということの立場から、そういう公文書や行政文書もきちんと管理されているのかという危惧を持っていることを、受け止めていただきたい。

(委員)

先ほどのシステムの中の歴史的公文書に関する入力項目について、原課の判断としては非該当としても、公文書館の方で歴史的公文書に該当すると判断すれば、その文書は残すということか。

(事務局)

参考(にする)程度ということになる。

## 審議事項

### (1) 評価選別について

事務局から、「資料3-1」から「資料3-3」までに基づき説明がなされた。

#### 【質疑応答・意見交換】

(委員)

これはまず、全量引渡し、この現状を維持すべきかという問題提起があったが、このことについてのご意見をお聞きしたい。全量引渡し方式というのが、神奈川県、沖縄県、秋田県が変

則、佐賀県が永年となっており、ここの業務検証委員会でどういう立ち位置で検証するのかということの基本になるように思う。

(委員)

全量引渡しというのは、それだけのものを1ヶ所に集めて評価選別をするということは、非常に労力がかかることであり、それをいかに短時間で省力化して行っていくか、経費をかけない人をつけないでやっていくかということ、各団体が考え始めているのではないか。ただ、その結果によって、歴史的公文書になるもの、そうでないもののレベルが変わる恐れがある。そういう場合には、もともとの文書を一番理解している原課の力を借りて、十分に検討していけばいいと考えている。それでも、神奈川県独自のやり方があるのであれば、その良さを県民に分かるような形で主張していくことが大切なのではないかと感じている。

(委員)

(多くの公文書館では)各機関の文書を全部持っていったいいと言われても、おそらく、色々な条件が整っておらずできないということになると思う。そういう中にありながら、神奈川県がこのような発想でやってきた、その独自性や機能というものは、これからも尊重されていいと思う。ただこれが必ずしもすべてではないので、時に応じて何か工夫をする必要性があるのではないかと。

(委員)

今のシステムそのものを大きく改善する必要性はあまり感じておらず、リストでやっても現物を見ても似たようなものであり、リストだと多少時間が早くなるという程度だと思う。選別の主体を原課に持たせるということは、事態を後退させる話になるので、現状を改善していくには、現状のシステムを、より強固なものにするか、少し改善を加えていく方がいいのではないかと考えている。例えば、今の評価選別は公文書館員ですべてやっているが、文書の作成課からそれぞれ一人、二人出してもらい、庁内職員共同で評価選別を行うという方法もある。県職員の人にも、こういう評価選別に関わってもらった方が全体としてはいい方向へ行くのではないかと考えている。また、もう一つは、評価選別は庁内の職員で全部行うことになっているが、そこに例えば外部の人間を少し入れてもいいのではないかと考えている。

(委員)

この全量引き渡し方式というのは、公文書館に期待される役割が大きく、充実していると思う。今回の件の発端となった事件のような、要配慮情報といったセンシティブな情報が含まれる場合は、文書作成課や主管課でどこかにマークをつけるとか、そういう補佐みたいなものができることを考えてはどうかと思う。

(委員)

前回の検証委員会で公文書館の仕事を見せていただいたが、仕事量や仕事内容を見ても、かなり大変なのだろうと思う。その意味で、一つの議論としては、この大変さの中で、どこで折り合いをつけるのかということが、議論としてあるのかもしれない。その一方で、現用公文書も含めて、その文書に対しての国民的な関心や、市民情報公開などの現場でも、文書の特定の誤りだとか、開示、不開示の問題よりも、むしろ文書の存否問題の争いが全国的に非常に多い。要は、文書を残すか残さないかと判断することに対する問題も出てきており、それに対する関心の度合は強くなってきている。公正な保存方法を追求する場合、文書作成課の背景にある事実はとても大事で、この文書を残すべきだと判断することは重要なことだが、逆にこれを廃棄すべきだという判断に今、問題が集中しているようである。そのため、文書作成課の力を借りるのだとしても、残すということの意思表示をどこかで伝えてもらうルートを確保することの方が、意義があると思う。逆に歴史的公文書でないとして、もちろん公文書館が判断することにはなっているが、廃棄する方向の意思表示は、かえって公文書管理には邪魔になると思う。そういう意味では、現状変える必要がないという話もあったが、むしろ現状を維持すべきだろうと感じている。

(委員)

もし、文書作成課が判断するというのであれば、やはり一つ一つの文書に対するレコードスケジュールを最初の段階から決めていくことが必要だと思う。それには、外部の人が入った審議会なり委員会ですっきりとした評価選別基準を設けた上で、原課が具体的にやるのだったらこれがベストだと思う。また、評価選別の段階に外部の人を参加させるという意見もあったが、やはり廃棄する段階で外部の人を入れて具体的に確認をしてもらう方がいいのではないかと。

(委員)

評価選別の段階で廃棄するのかどうかという議論が当然あるが、その段階で外部の人が入ってきた方がより良い評価ができる。残すという判断もできるし、捨てるという判断もできる。そこで外部の人たちも県の職員と一緒に作業を行った方が、私は色々な意味でプラスになると思う。これは、県の職員が廃棄と決めたものをもう一回ダブルチェックするというので、このようなことを外部の人と共同作業で行うということが、県政のためには必要だと思う。

(委員)

おっしゃることは良く分かるが、具体的に考えてみると、それをやってくれる人がいるだろうかという、非常に現実的な危惧があるのと、先程申し上げた通り廃棄の方に分類されたものをずっと見るというのは、実際に9割方廃棄となることが多いが、何もなかったときの徒労感はかなりあるのではないかと。そうだとすると、例えば、廃棄を残すということとは別に、判断保留の部分の概念を設けて、そこに県民参加あるいは有識者参加という形で、関わる方法もあるのではないかと。

(事務局)

他県の例だが、熊本県は公文書館がないので、我々が言うところの文書課にあたるところが、公文書館的な機能を持っているが、そこが廃棄文書についてパブリックコメントを募集している。その結果、廃棄から保存になったものはないと聞いているが、文書の数が、神奈川県と比較すると桁が違うということは聞いている。また、第三者の関与というところで言うと、沖縄県が、アーキビストという職種をつくって、今年度の11月から採用し始めるということである。その方たちが選別にも関与していくということだが、元の職は市町村の文書担当の職員だったということである。さらに他の県に聞いたところによると、そういう選別を最終的に内部会議でやるが、専門員のような非常勤職員が2人いて、館長とその専門員が合議して決めるという例もある。

(委員)

議論となっているのは、文書作成課で選別をするかどうかということと、全量引渡しということがちょうど裏腹の話になっている。廃棄するところに参加するのか、そもそも選別でも参加するのかということは、全量引渡しを前提にした議論になっていると思うが。

(委員)

全量引き渡しのデメリットは何か具体的に何かあるのか。

(事務局)

全量引渡しで、事務量は別として、現状何か困っているという事態はない。ただ、これを続ける以上は、人員体制が問題になる。10年前に比べて資料課の職員だけ見ると半分になっており、厳しい人員体制の中で作業を行っている。

(委員)

この全量引渡し方式がやりたい仕組みであり、かつそれが現在、仕事量として大変だということがありつつも、やれる下地があるということであれば、それを前提に議論していいのではないかと。

(委員)

原課の職員が評価選別に関わるということは、制度的には可能か。

(事務局)

資料3-1の2ページ目の一番下にある歴史的公文書該当、非該当という欄にチェックをつけ

ることにすれば、普段、職員が文書を作る時から意識を持つというやり方はあると思う。

(委員)

この問題は、確かに評価選別についてだが、やはり大本の文書の作成からコントロールしていかないと、長期的にはかなり負担がかかってくる問題だと思うので、いわゆるレコードマネジメントという部分で、なにがしかの体制をきちんと作る必要がある。そこでまず、作成元から文章を絞っていく、無駄な文書を発生させないような形を作って、それが公文書館に流れてくるような仕組みを作っていかなければならない。根本的な部分を直していかなければ、短期的には何とか維持できると思うが、中長期に考えるとそこまで手を考えないといけないのではないかと思う。

(委員)

これは全量引渡しの中で、綺麗な文書だけ残っているのではないかということと関わりがある。例えば情報公開請求した時に、綺麗な文書が出てくるが、実際は、何か検証しようとしたときには、文書に書き込んだりしながら、色々なことを意思決定していくことになるので、それらすべてが情報公開の対象文書ということになる。本当に公共用文書として利用価値が高いものは、むしろ一番汚い書き込みがしてあるものだと思う。無駄な文書を寄越さなくていいということになると、そういうことであれば無駄な文書は引き渡さなくていいという話になってくるので、判断が難しいのではないか。

(委員)

文書を作成して、いかに整理をして保存していくかという話だと思う。文書はいずれ歴史的公文書に変わっていくのだから、どのような議論がされて、どういう経過で決まっていたかということは、後から検証ができるように残していくというのが、国の法律の考え方である。

(委員)

現に残っていく文書の方に色々書いてあることがある。何か挿し込まれたりしていることもある。無駄だと思うものでも残した方がいいものもある。そういう仕組みをどうやって作るかだと思う。

(委員)

熊本県に公文書館がないという点は、神奈川と同列の話では全くないと思う。(神奈川県)外部の意見を取り上げることについては、やるとしたらそのメリット、デメリットを検討しなければならないと思う。廃棄されたらもう戻らないという点については、そこに時間的に意見が入れられるような仕組みを作ればいいことだろうと思う。そもそもその評価選別を誰がやるのかと言う一番の根本の考えのところに議論が来ているが、今、神奈川の場合では(公文書)管理条例もない中で、公文書館というのはもう25年の実績を積んでいる。公文書館の職員が、県の組織として全部責任を持ってやっているが、それについては成果も出ている。人数が減っているとの話もあるが、かなり業務効率も図られているのではないかと思う。

(委員)

今、皆さんの議論を聞いていると、基本的には全量引渡しというのは、非常に意義のあることだという理解がなされていると思う。検証委員会が報告書を出すにあたって、全量引渡しの意義ということについては、今出た議論を記載するということがとても大事である。また、報告書をまとめるにあたって、危惧が出ていた点についてもその中に盛り込んでいき、それらの危惧については、解消方法を提案することとしたい。

(委員)

公文書館が引き渡しを受けるとき、目次のようなものはあるのか。

(事務局)

一覧表はもらうので、それと突き合わせることはできる。

(委員)

事務局で他に把握されていることはあるか。

(事務局)

資料1-2の裏面を見ていただくと、例えば「昭和34年、35年国庫補助金実績報告書類綴り」と書かれているが、こういうものしかリストに出てこない。しかし、実際にこの文書は、「9資料概要」に書かれている通り、様々な内容が含まれている。資料件名だけでも4万件見るのは大変だし、ましてや廃棄する文書の資料概要を入力するというのは、おそらく現実的ではないと思う。99%廃棄しているので、資料概要の入力が、今の100倍の手間がかかるということになりかねない。件名だけのリストを作って何十万件も県民にお見せすることが、どれだけ意味があるのかという議論をすることになる。

(委員)

せめて廃棄するものだけでも知らせるべきだと思う。確かに熊本県とは桁が違って膨大な件数になるかもしれない。でも、PDFでリストを出してもらえれば、キーワードを入れて検索ができる。資料件名だけでは曖昧で分かりづらいとするならば、せめてこれから引き継がれていく文書の資料件名については、全部書けないとしても、もう少し具体的に、例えば公益事業国庫関係書類綴りのように、もう少し工夫することはできないか。県民に対して、評価選別の最後の結果くらいは、知らせてもらいたいと思う。

(事務局)

10年、30年保存だけだが、件数以外に、なぜこれを選んだか、選別会議の結果も含めて、エクセルでホームページに掲載している。廃棄文書については、廃棄する理由も簡単ではあるが記載してある。

(委員)

現用公文書の目録のようなものは作っていないのか。

(事務局)

目録は作っている。

(委員)

現用文書で、詳細なものであることは要求されないまでも、ある程度このタイトル以上のことが分かるような物があれば、廃棄をするときにそれを使えばいいと思う。

(委員)

それは、レコードマネジメントの段階で決めてくものだと思う。レコードマネジメントの基準として、文書名のタイトルの付け方等を全部細かく決めていく。レコードマネジメントというのは、このようなタイトルでなくてはならない、もっと具体的にこうしなさいという基準を作っていくといけない。現用文書の部分でコントロールしなければ、公文書館に引き渡された段階で行うというのは、なかなか難しいと思う。先程の話に戻るが、大本からコントロールする仕組みを作っていくないと、根本的な解決にならないのではないかなと思う。

(委員)

レコードマネジメントという一つのキーワードが出ているが、歴史的公文書から何か作るのではなく、現用公文書の段階で、そういうものができるような仕組みを工夫する必要があるということか。

(委員)

目録に必要な情報をどのように残すのかということを示して、併せてこのような文書を残すというルールも事前に決めておかなければならない。先ほど言ったような綺麗な文書だけではなくて、手書きの入ったハンドライティングなものも含めて、こういった文書はこういう形で残すという基準を最初に作る必要がある。それがないと最終的に公文書館に引き渡された段階で、公文書館に一番負担がかかってしまう。大本の部分から根本的に見直しをすれば、後々の作業は楽だと思われる。

また、廃棄文書に対するパブコメも含めて、熊本県がやっていることは確かに理想論としては理解できるが、現実問題としては、もうすでに形骸化していると個人的に思っている。ただ単



に、やっているということアピールしているだけなのではないか。廃棄文書についてももう1回外部の目を入れるという理想はいいが、現実問題等を踏まえると、早期に形骸化してしまうような印象がある。

(事務局)

ホームページで公開しているリストについては、内容欄という欄には、例えば、表題は単純な「叙位叙勲文書」となっているところを、「叙位叙勲受賞候補者に関する受賞伝達回答関係文書」というふうに、細かく検索するよりは概括的だが、その中間的なものが書いてある。さらに、残す、残さないという理由も公開して、受賞に関する文書で保存とするとか、刊行物に別途あるので残さないといった選別結果を掲載している。

(委員)

ある程度そこに内容が書かれているところもあるが、現用文書の段階でどういう内容なのかを記載するシステムがあれば、廃棄文書についてもあまり手をかけずに、内容が分かるところまで示すことができるのではないかと思う。ただそれを作ったからといって、公文書館で何も手を入れないというわけではなくて、むしろしっかりと見ていかないと、今回のようなことが起こってしまう。

(事務局)

選別の経過に県民の方が参加するという意見やパブコメをもらうという意見もいただいたが、それは我が県が扱う行政文書の量を考えると、とても現実的ではない。一方、今その選別基準を定めているわけだが、これをより明確に分かりやすい形に改正をする。その中で、選別基準についてパブコメをかける、県民の意見を吸い上げる、県民の意見を聞いた上で、処理方法や選別の方法を検討して決めていく方法はあると思う。

(委員)

公表に伴ってパブコメは当然必要だと思う。パブコメという方式かどうかはともかくとして、選別会議の結果の一覧表があるのならば、それに意見をいえるような機会があってもいいのではないかと思う。

(委員)

基準というところでいえば、例えば、それぞれフォルダーや簿冊については、いわゆる分類、大分類、中分類、小分類と分類する仕組みがあると思うが、神奈川県の場合、そういう仕組みはないのか。

(事務局)

現用文書についてはファイル基準表というものを作っている。国ほど細かく項目はないが、第1ガイド、第2ガイド、個別ファイルという3段階で作っている。それぞれ個別ファイルについては、何年保存するというのを所属長が定めている。

(委員)

ファイル基準報告書にどのように記載するのかという概要が出てきているので、またもう少し議論いただければと思う。

## (2) 閲覧制限について

ここから非公開となり、傍聴者は退出した。

事務局から、「資料4-1」から「資料4-5」までにに基づき説明がなされた。

### 【質疑応答・意見交換】

(委員)

条例自体に閲覧請求の定めがないというのは、30年経過したら原則公開するということなのだと思う。情報公開は原則公開なので、それにもかかわらず、条例で請求権を認めていることの対比をどのように考えるかということではないかと思う。施行規則も、知事の規則なので法規だが、その中に閲覧制限の話が出てくる。しかし、県民としては、条例で請求について書いてある方が

分かりやすいので、そういった形式的な部分をどうするのかということについても、どこかで対応した方がいいかもしれない。その上で、まず基準の定め方について検討した方がいいと思うがいかがか。

(委員)

行政処分だとしたら、審査基準自体は公表しなければならないと思う。

(委員)

これは、審査基準として位置付けているわけではないのか。

(事務局)

今の形は、条例で大まかに知事が閲覧制限することができるとして、規則で館長にその権限を降ろしている。その基準については、館長決裁で伺い定めとしており、要するに内規としているので、現状では非公開となっている。これは、公文書館を設置する際にかなり議論された記録が残っており、初めから基準自体を条例に載せるべきではないかという議論もされたが、議論を重ねた結果、今の形となった。

(委員)

非公開にしている理由は何か。

(事務局)

非公開としている理由は、どこかに書かれているということではないが、他県も調べてみると非公開のところが多い。事務局の考えとしては、当委員会で基本的な方向性をいただければ、当委員会の終了後すぐにでも基準を作り直し、パブリックコメントを経た上で、県民に対し何らかの形でしっかり公表したいと思うが、このまま公表するのは、あまりにも概括的すぎると考えている。資料の4-3というのは、今まで判断してきた結果を蓄積しているもので、決して網羅的なものではなく、現に、資料4-2、4-3に載っていないような事例も数多く出てきているので、これを機に整理し、しっかりと作り直した上で、公表していきたいと考えている。

(委員)

国立公文書館の審査基準ならどうか。

(事務局)

国立公文書館にすべて合わせるべきかどうかというのもご議論いただきたいと思う。各県ごとにかなり違っているが、国立公文書館のものをかなり引用しているところもあれば、独自の基準、それが先ほどご説明させていただいたように、                    であるとか、あるいは          地方では          のことを非常にセンシティブに扱っているといった、色々な地域性がある。地域性については、個人的には当然必要ではないかと思っているが、そういうものをどこまで参酌するのかという問題がある。また、現状では神奈川の基準は緩く、公開に至る期間が非常に短い傾向があるので、もし他と整合を取ろうとするのであれば、今まで公開だったものを非公開にしてしまうようなこともある。そういう事態は基本的にはできるだけ避けた方がいいのではないかと思う。さりとて、要配慮個人情報というものは、逆にもっと隠していかなければならないものも出てくる。その辺をご議論いただきたい。

(委員)

これを手直しするかしないかにかかわらず、公表されるものだと理解すべきである。それと併せて、この閲覧制限の審査基準について、基準として耐えうるような記載にしていくということは必要だと思う。ICA勧告では30年経過した歴史的公文書は原則公開としているが、神奈川県は一応これを念頭に置いているということでもいいのか。

(事務局)

基本的に30年経過したものは、すべて個人情報を含めて公開というのは、このICA勧告の考え方に基づいている。

(委員)

例外があるのか。

(事務局)

3(2)で、次に掲げる事項に関する個人情報、原則作成後50年間非公開とするとしているが、それが例外になっている。これも本当に概括的なものだが、資料の4-3のような事例を今まで積み重ねてきて、50年で公開するものもあれば、基本的にずっと非公開にするものもあれば、80年というようなことを打ち出しているものもある。

(委員)

ちなみに国の場合には、この年数を定めた根拠はどのような理由があるのか。

(委員)

最初にこれが権利なのかどうかという話があるが、もともと公文書管理法ができる前は、いわゆる行政サービスという位置付けでやっていたところである。資料の4-5の一番最後のページに別添参考として挙げているが、これは行政サービスとしてやっていた時代から積み上げてきた実績に基づいているものである。考え方としては、30年経過すると、多くのものは、歴史的公文書として移管されていくが、0歳の人が公文書に記録として表現されることはめったにない。どんなに早くても成人ぐらいというふうに考えているので、20歳の人がそこに書かれたとして、30年経過してくると50歳位ぐらいになっているということになる。50年経つと、もうすでにかかりの年齢になっている。この間50年、80年、110年というのは、間隔が約30年で、一つの世代のサイクルを大体30年として考えてみたということになる。従って110年を超えるものについては、左側の欄に書いてあるように個人だけではなくて、遺族にも権利利益を害する恐れがあるものというような形で考えている。80年のところは、20歳で文書が作られて、80年経てばほぼご本人は100歳で亡くなっているだろうという、一つの世代の考え方なども参考にして作っている。これは当館が持っている資料に書かれている情報ということなので、当然、自治体などによってはもっと住民に密着した資料記録があって、もっと生々しいのかもしれない。そういう点が当然あるので、すべからずそれを当てはめればよいというのは、少々安易だと思う。具体的に自分たちの管理、所蔵する資料のものをしながら、考えてやってきた実践を一度整理するという形をとった方がいいと思う。

(委員)

確かに、この資料4-4の別添参考というのは分かりやすいと思う。要するに、30年を一つの目安に世代のサイクルを考えて、50年、80年、110年という基準が設けられたというのは、とても分かりやすい。そういうものを考慮するかどうかということと、それ以外に何か考慮する点はあるか。

(委員)

色々な自治体が色々な形で公開している中で、個人情報の扱いが難しいということは分かるが、基準が曖昧な状態でやってしまうと、どこまでも広がってしまうという恐れがあり、何でも個人情報ということになってしまう。都道府県のレベルで、自分たちで決めた基準にがんじがらめになってしまって、どんどん身動きが取れなくなってしまうところがある。個人情報の基準というのは、かなり厳格に決めなければならず、抽象概念でやってしまうと、あれも個人情報これも個人情報ということになってしまい、何でも個人情報で見せない方がいいということになりかねない。神奈川県の場合は、ここまで公開するというのは、かなり先進的な取り組みをされてきたと思う。そういった中で、何か具体的にそれが公開されて困ったといった、クレーム等はあったのか。

(事務局)

公開したことによって、クレーム等になったというのは、ここにいる職員の中では、覚えがない。

(委員)

おそらく現状で考えると、個人情報だから見せられないといった自治体からの回答が多いが、よくよく見ていくと、それで具体的にどのような問題が発生するのかと突き詰めていくと、案外

それがないということになる。かなり根拠が曖昧な中で、感覚的に見せるとよくないのではないかという判断が先走ってしまっている。それと、一方では見せられないと言っているのだけれども、他の情報で結局どこかで見えてしまっているということもある。自分のところだけは一生懸命見せないようにしているのだけれども、別のところに行ったらオープンになっているというケースがかなり多い。そういったことを考えていくと、現状の基準というのは、むしろ維持した方がいいのではないか。また、要配慮個人情報についても、その中で具体的に何が本当に問題になるのか、これはおそらく地域によって違うと思うが、神奈川県であれば、神奈川県なりの何か、歴史的にセンシティブにならざるを得ない事情があるならば、それはやはり考慮しなければならぬが、かといって、他県と同じようなものにしていくというのは、それは事情が違うと感ずる。

#### (事務局)

今回の事件で出てしまった旧優生保護法の情報だが、公開してはいけないということは実はどこにも書いていない。職員が依って立つ基準が規程に定められていないというのは、非常に良くないと思う。

#### (委員)

考え方としては、歴史的公文書は原則公開だということである。個人情報であったとしても、原則公開という考え方はとても重要で、その中でプライバシーに関する情報をどこまで非公開にするのか、厳格に考えていかなければならない。その際に、非公開事由としてどういうものを持つてくるのかということと、時の経過をどう考えるのかといった二つの側面があって、それがなかなか悩ましい点である。もう少し広く非公開を考えた方がいいという議論の根拠としては、要配慮情報というのは、確かに国では30年と世代間のことを考えているけれども、今のネット社会の中で、それをその世代間のものだけで捉えていいのかということになる。過去、今のこういう社会が現出する前は、忘却される権利と言うまでもなく忘却されていたものが、忘却されなくなっているという、その現状をどう捉えるのかということがある。現実には、どういうものが要配慮事項として公文書に記載されているのかということもやはり検討しておかなければならない。地域差というのは多分あるのだと思うが、ただ一方で、あまり地域差のない事項もある。例えば犯罪歴については、あまり地域差がないように思う。そういうものをどうするのかというのは、一つの議論だと思う。

#### (委員)

犯罪の場合は、新聞報道等で窃盗、殺人だと公表されている事実もある。そういった殺人事件を犯した犯罪者というのは、世間に知れ渡っている。それなのに、報告書にあるからマスクングかけるという話は、つじつまが合わないように感じる。

#### (委員)

今の件については、新聞等でもうすでに報道されているので、既知だということもあるかもしれないが、それを今すぐ公知として扱うというのではなくて、更生をしているということも考慮して、一定期間伏せるという考え方もある。

#### (委員)

その更生期間というものを考慮する考え方もあるが、罪を犯したという報道自体はもう流れてしまっていて、図書館で過去の新聞見れば出てくる。そういう状況下で、公文書だけを非公開にする理由はどこにあるのか。

#### (委員)

情報公開の審査会での判断では、特定のグループで特定の地域だけで知られていたとしても、一般人が知らないのならば、知らないものとするのが情報公開の取扱いとなっている。また、よほどの労力を使わないと分からないようなものについては、それは公知のものとはしないというような基準を、おそらくどこの自治体の審査会も持っていると思う。だから、新聞に載ったとい

うだけでは、公知の事実とは認めていないというのは確かだと思う。

(委員)

そういう事例もあるが、戦犯の事例は、原告側の資料でも公開されてしまっている。また、例えば治安維持法で捕まったという場合は、逆に被害者であるということで結論付けられている。そのような歴史的な経緯によって、犯罪者だとされた人が実は被害者になる場合もあるため、一概に犯罪で刑罰を受けたから全部一律に公開しないとは言えないと思う。そういうつじつまが合わない話は、たくさん出てくると思う。そういうことを考えると、かなり細かく規定していかなければならなくなる。戦時中の法律によって犯罪者扱いされていたとしても、それでも犯罪者だから非公開とするのか、その部分の判断までしていかなければならないと思う。

(委員)

元々プライバシー型の情報公開条例は、本人が知られたくないということを基準にしているが、例えば治安維持法に関しては、別に知られたくないわけではない、犯罪者として扱われたという事実を知ってもらいたいというものもある。そういう意味での利益衡量ができるということが、とても重要だとプライバシー型では言われている。東京裁判の記録に出ている件については、これは探索的ではなく、公知の事実ということにできるが、ごくごく限られたローカル誌のほんの一部に載っていたというものが、公知の事実といえるかどうか、要するに探索的と判断するのかということ、情報公開基準として大体固まってきている印象がある。それでは、基準はもちろん基準として適用することが重要だけれども、その基準に機械的に当てはめればいいというものでもなくて、裁量基準がこれに当たると思う。原則的なことについてはそれで当てはめるが、例外的な事項についても機械的に当てはめればいいのかという決してそうではなくて、そういう意味では利益衡量の余地を残す必要がある。そうすると、どこでまず原則的な線を引くかというときに、神奈川県のようにより公開度の高いところで引いた上で、事柄の性質によって利益衡量ができるような基準、判断ができるような要素を置いておくことはあり得る。そうすると、例えば、最終的に利益衡量の結果公開にした場合に、後の極端な訴訟等を考えて判断せざるを得ないという点がある。一方では、かつては当然公開すべきとされてきたものが、逆に今は非公開にすべきというふうに変ってきているものもかなりあるのではないかと思う。

(委員)

旧優生保護法関係の氏名が個人情報であるとするならば、県の個人情報取扱制限ではないけれど、審議会のような機関が現実的に必要なのではないかと思う。

(委員)

規則に個人情報を細かく書くのか、時の経過で書くのか、どのように書くのかは置いておくとしても、具体的なものは、基準ではなく規則の中に入れた方がいいのではないかと思う。

(委員)

神奈川県が80年、50年、40年としているのは、どういう根拠なのか。

(事務局)

具体的な理由がどこかに載っているというものではない。国立公文書館の審査基準を参考にした形跡はあるが、それと全く同じでもなく、これについて議論した記録はまだ見つかっておらず、具体的な理由は分からない。

(委員)

ICA基準の30年というものを一つの原則にした上で、それに第三者機関の判断をかませるような形で、判断をしていくという仕組みはあり得ると思う。それ以外では、30年を超えたところで、神奈川は40年、50年、80年となっているが、これは線引きの問題なので、今の基準を維持した上で、第三者委員会の意見を取り入れる仕組みを作って、より精密なものにしていくという以外にないように思う。だから、長すぎるものは短くしていくということになるし、短すぎるものは長くしていくということになるかもしれないが、少なくとも今ある基準を現実の閲覧又は閲覧制限の中で、第三者的な目で見えて判断することが一番合理的だと思う。

(委員)

今回、資料4-3で具体的なものとして出されていて、これが一応要配慮に近いのではないかなと思うが、これ以外にもまだあるのか。

(事務局)

これは今まで蓄積されたものという意味であって、先ほどご紹介した後見人の話などがこれ以外にもある。

(委員)

そうになると、こういった具体的な事例を基に、どういうグルーピングができるかを考えていった方がいいと思う。

(委員)

また、それが書かれた本人にとどまるのか、もう少し影響があるのかという問題もある。

(事務局)

例えばハンセン病というのは、確かに昔は遺伝性があるって隔離しないと危険なものであるという考えだったが、今はそうではないということが科学的にはっきりしている。ただ、あのような差別を受けて隔離していたということから、世の中一般の認識として果たしてどうかという議論が必要だと思う。また、すべてに第三者の手続きをかませるとなると、速やかにとか10日以内に公開というのは対応不可能な状況になる。こういう必要性があるのでこういう基準を取った、その審査のために何日間必要だということを併せて考えていくとなると、少なくとも規則の改正というのは避けられないと思う。

(委員)

それから、どこを基準に何年という起算点も必要になる。

(事務局)

我々は、今ところは文書作成後という言い方をしているが、他のところでは、文書完結後というような表現をしている場合が多い。そうすると、年度始まりが4月1日で、一斉に切り替わることになるが、そういう考え方をとるべきなのか。時の経過という原理原則を突き詰めれば、文書作成後とするのが筋だと思うが、分かりやすさという面でいうと、文書完結後かもしれない。もう一つ言うと、文章完結後ではなくて作成時だとすると、タイムラグが生じる。我々としては、現用のうちから公開すべきだと考えているが、まだ引渡しが終わってないので非公開とするというような、少しおかしなタイムラグが生じる可能性がある。

(委員)

審査に要する日数だが、1件ずつ外部の委員に諮るのとしたら、おそらく膨大な事務になってしまうのではないかなと思う。規程を作ったり改正したりと、変更する際に外部の委員に諮るのならば別だが、毎回毎回利用請求ごとにやっていたのでは、たぶん追い付かないと思う。

(委員)

閲覧できるものについては問題なくその日数でやれば良いと思うが、閲覧制限をかけたときに不服が出た場合や、基準にはないが閲覧制限をかけた方が良いと思われるような判断をする場合に第三者に諮る仕組みを作った方がいいと思う。

この点については、また整理して議論した方がいいと思う。

### 3 次回日程確認

次回は、平成30年11月20日(火)午後2時から開催することを確認し、開催場所については追って連絡することとした。

以上